

「児童生徒の近視実態調査」 個票データ提供方針

令和7年3月6日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「児童生徒の近視実態調査」個票データ提供方針（以下「当方針」という。）は、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課（以下「当課」という。）が有する、令和3、4及び5年度に実施した「児童生徒の近視実態調査」に係る調査対象者が回答した個票を一覧化したデータ（以下「個票データ」という。）について、第三者から利用の申し出があった場合に、当課が提供の可否を判断する際の基準及び手順とするものである。

第1 用語の定義

当方針において、次の①から⑤までに掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- ① 個票データ及びその複製物等 個票データ並びに集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した当該個票データ及び中間生成物をいう。
- ② 申出者 当方針に基づき個票データの提供を求める者をいう。
- ③ 利用者 提供された個票データ及びその複製物等を利用しようとしている者又は実際に利用している者をいい、申出者及び外部委託先を含む。
- ④ 公的機関 国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）及び地方公共団体（地方自治法第1条の2に規定する地方公共団体（財産区を除く。）をいう。）をいう。
- ⑤ 利用期間 当課が申出者に個票データを提供した日から、全ての利用者が当該個票データ及びその複製物等を消去する日までをいう。

第2 個票データを提供する場合の基本原則

1 個票データの利用の目的

学術研究の発展に資するもの又は公的機関における客観的な根拠を重視した政策の企画・立案に資するものであって、特定商品・役務の広告・宣伝（マーケティング）において利用する又は利用されると推測されるものでなく、次の①、②又は③のいずれかを目的とする研究のために個票データを用いるものであること。

- ① 教育機関又は家庭における指導等の改善・充実を図ること
- ② 公的機関における教育施策の改善・充実を図ること
- ③ 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）における児童生徒等（学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。）及び職員の健康の保持増進を図ること

2 個票データの秘密の保護及び適切な管理の確保

個票データについては、その内容が特定される形で一般に公開される場合、今後の調査実施への協力が

得られず、正確な情報が把握できなくなる可能性が高くなり、国の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 6 号の規定に基づく不開示情報となるものが多い。

このことを踏まえ、利用者は、個票データの利用、保管及び管理に当たっては、情報漏えい等が生じないよう適切な措置を講じることが求められる。

併せて、研究の目的及び方法が個別の個人や団体を特定する形で識別して行われるものではないことが求められる。

(1) 利用者は、次の①から⑦までを遵守するものとする。

- ① 個票データの提供依頼に関する申出書（以下「申出書」という。）に記載し認められた目的にのみ、当該個票データを用いること。
- ② 情報が第三者に漏えいすることがないように、文部科学省が定める「統計法第 33 条の運用に関する事務処理要綱」（平成 25 年 7 月 1 日制定）（以下「統計法運用要綱」という。）中の第 8 中の 3（5）の規定について、規定中「参事官（調査企画担当）」とあるのは「当課」と読み替えて準拠するところにより、個票データの適切な管理を図ること。
- ③ 研究の成果の公表に当たっては、集計・分析した結果を用いて示すなどにより、個人や学校等が第三者に特定されるおそれがある個別の回答結果を示すことがないようにすること。
- ④ 上記①から③までに違反する又は違反する蓋然性が高い事態がある場合には、速やかに是正措置を講ずるとともに、遅滞なく当課に報告すること。
- ⑤ 個票データの利用により知り得た秘密について、その利用期間終了後も第三者に漏えいしないこと。
- ⑥ 当方針及び個票データの利用に関する誓約書（以下「誓約書」という。）の内容を遵守し、これに違反した場合には、第 8 中の 1 に定める措置がとられるものであること。
- ⑦ 個票データの提供は利用期間中であっても当課の判断として運用を停止し、提供した個票データの利用の停止及び個票データの消去を求めることがあり得るものであり、求められた場合はそれに応じること。

(2) 個票データを用いた研究の一部を外部委託する場合

申出者は、個票データを用いた研究のうち、その内容について第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）が当該研究の実施に合理的である場合には、その全部又は一部を外部委託することができる。ただし、申出者が公的機関以外である場合は、研究等の全部を外部委託することは認められない。

この場合には、申出者は委託先に対して、当方針の規定その他の個票データの適切な管理に必要な事項の遵守を書面で求める等の適切な措置を講じるものとする。

3 個票データの利用期間及び提供可能な個票データの項目

個票データは、利用の目的の達成に必要な範囲で、必要な最小限の期間について利用に供するために提供するものとし、その利用期間は 2 年を上限とする。

提供可能な個票データの項目は以下のとおりとする。また、個票データの提供に当たっては、年度別の提供のみとし、「児童生徒の近視実態調査」において調査結果等を匿名化して分析に利用することに同意しない旨の文書を提出した者の個票データについては、提供の対象から除外する。

<基本情報>

- ・ 参加者識別コード（児童生徒に1つずつ付与された固有番号）
- ・ 学年
- ・ 性別
- ・ 生年月

<学校健康診断データ>

- ・ 身長
- ・ 体重
- ・ 視力（裸眼視力、矯正視力）
- ・ 眼の疾病及び異常

<「児童生徒の近視実態調査」で測定された検査データ>

- ・ 球面度数
- ・ 乱視度数
- ・ 乱視軸
- ・ 等価球面度
- ・ 角膜曲率半径
- ・ 角膜乱視量
- ・ 角膜乱視軸角度
- ・ 眼軸長
- ・ 前房深度
- ・ 水晶体厚
- ・ 角膜厚

<その他、「児童生徒の近視実態調査」関係事項>

- ・ 上記検査測定時のコンタクト装用の有無
- ・ 生活アンケートへの回答

4 個票データの著作権

当課が提供する個票データは、「児童生徒の近視実態調査」個票データ提供に関する審査会（以下「審査会」という。）における審査を踏まえ、その情報の選択及び体系的な構成を当課が自ら決定するものであり、当該個票データの著作権その他の知的財産権は、当課に帰属するものとする。

5 個票データの提供の性質

個票データの提供は、申出者及び利用者と当課との間に成立する個票データの提供に関する契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の対象外である。

第3 個票データの提供のための申し出

1 申出者の範囲

個票データの提供を申し出ることができる者は、国の行政機関がその実施に要する費用の一部若しくは全部を公募の方法により補助する研究の代表者、国の行政機関が委託若しくは共同して行う研究の代表者

又は次のいずれかの機関に所属する研究者（当該機関において専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）であって、第8に定める提供停止又は利用制限の期間中ではない者とする。なお、申出者が、別の個票データの利用にかかる申出者になっており、個票データの利用を終了していない場合、個票データの提供を申し出ることとはできない。

- ・ 公的機関
- ・ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ・ 学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校
- ・ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ・ 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条第1項第4号に規定する研究機関及び同条第4項の規定により研究機関とみなされる機関

2 申出書の記載事項

申出者は、当課が指定する期間中に次の①から⑩までの事項を記載した申出書（様式1）、④、⑤及び⑥をA4用紙1枚相当にまとめた別紙（様式1別紙）及び誓約書（様式2）を当課に提出するものとする。当課は、事務手続上必要があると認める場合は、当方針及び申出書に関連する内容を確認するために、申出者に対し資料の追加・修正等を求めることができる。

- ① 申出者の氏名、所属機関名、職名及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを含む。以下同じ。）
- ② 申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名
- ③ 当方針に定める内容についての諾否（原則として、全ての内容について承諾する旨の記載が無い場合には、個票データの提供はできないことに留意。）
- ④ 研究の名称及び概要
- ⑤ 研究の成果の公表の時期及び方法並びに公表予定の内容（教育施策の改善・充実に目的として個票データを分析する場合等においても、何らかの方法でその成果が公表されるものであること。）
- ⑥ 研究に必要な限度において、提供を希望する個票データの範囲の詳細
- ⑦ 2年間を上限として、研究に必要な個票データの利用期間
- ⑧ 利用者の氏名、所属機関名、職名、利用場所、研究における役割、取り扱うデータの範囲
- ⑨ 外部委託を行う場合には、外部委託を行う内容、理由（必要性）及び当方針が求める内容を委託先に遵守させるために講じる措置
- ⑩ その他必要事項

第4 個票データの提供

申出書の内容が当方針に照らして適切であるかどうかについては、審査会において審査する。

審査会での審査の結果、申出書の内容が当方針に照らして適切とされた場合、当課は、申出者に対し個票データ提供依頼承諾通知書により通知し、電子媒体により個票データを提供するものとする。ただし、個票データの提供に当たり、審査会が条件を付す場合がある。

審査会での審査の結果、申出書の内容が当方針に照らして不適切とされた場合、当課は、申出者に対しその理由を記載した個票データ提供依頼不承認通知書により通知するものとする。

また、審査の結果、必要があると認める場合には、申出者に対し、資料の追加・修正等を求めた上で、

再度審査を行うことができる。

第5 提供後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 軽微な変更

例えば次の事項など、申出書の記載事項について利用者の都合により軽微な変更が生じた場合は、申出者は遅滞なく個票データの利用に関する変更届出書（様式3）を当課に提出するものとする。

- ・ 利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- ・ 申出者を除く利用者を除外する場合
- ・ 研究の成果の公表方式（掲載誌など）を変更する場合

2 利用者の追加

新たな利用者の追加を希望する場合は、当該利用者の氏名、所属機関名、職名、利用場所、研究における役割及び取り扱うデータの範囲を記載した申出書及び当該利用者の誓約書を当課に提出するものとする。当課は必要に応じて審査会に諮り、適切とされた場合は個票データの利用を認めるものとする。

3 利用期間の延長

利用期間中にやむを得ない理由で研究が終了しない場合は、申出者は利用期間の延長を申し出ることができる。この場合において申出者は、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び必要最小限の範囲で希望する延長期間（ただし、最長2年間とする。）を記載した個票データの延長利用に関する申出書（様式4）を当課に提出するものとする。利用期間の延長の申し出は1回限りとし、当課は必要に応じて審査会に諮り、適切とされた場合は、個票データ延長依頼承諾通知書により利用期間の延長を認めるものとする。

4 その他の変更

上記1から3までを除き、当方針及び誓約書が求める提供の前提となる条件に影響を及ぼすような変更が生じた場合は、遅滞なく当課に連絡し、対応を協議するものとする。なお、申出者は当該変更について当課から承諾がない限り、当該変更に基づく個票データの利用をしてはならない。

第6 研究成果・利用実績の取扱い等

1 申出者の研究成果の公表・報告

申出者は、個票データを利用して行った研究の成果を、申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。公表に当たっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について任意の様式で当課へ報告するものとする。なお、当課への確認の時期は、公表前であって、かつ、内容の変更が可能な時期であることとする。

研究の成果を公表する際、その公表物においては、個票データの出典を明記するとともに、第2中の2(1)③に定める事項を遵守するものとする。また、個票データを基に独自に作成・加工した資料等についてはその旨を明記し、当課が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。

申出者は、公表物について、いずれの申出書に係る研究の成果であるのかを明示した上で、遅滞なく当課に送付するとともに、公表後30日以内に個票データ利用実績報告書（様式5）を提出するものとする。

公表物は電子媒体により提出すること。ただし、申出者の死亡、法人組織の解散、研究等の計画の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究の成果を公表できない場合には、申出者（申出者が死亡した場合は所属機関の代表者又は管理者や他の利用者）は、その旨を直ちに当課へ報告するものとする。なお、公表ができなかった理由が不適切である場合には、その内容に応じ、第8の不適切利用に該当することとなる。

2 利用実績の公表

当課は、申出者より報告を受けた利用実績を審査会に報告するとともに、必要に応じて利用実績を文部科学省ホームページ等で公表するものとする。

第7 利用終了後の措置

利用者は、個票データの利用を終了した場合（利用者の除外又は提供の取消し等により、当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）は、直ちに個票データ及びその複製物等を消去し、外部委託を行う場合においては速やかに個票データ及びその複製物等を消去させ、消去してから10日以内に個票データ消去完了報告書（様式6）を提出しなければならない。

なお、個票データの利用を終了した場合であっても、本方針の各規程の性質により、終了後も効果の存続が予定されている規定は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

第8 不適切利用への対応

1 当方針に違反等した場合

提供した個票データの利用に関し、当方針及び誓約書の内容に違反する事態が生じていることその他の法令等への違反や国民からの信頼を損なう恐れがあることが判明した場合は、その状況に応じて当課は、申出者に対し、個票データの提供の取消し並びに個票データ及びその複製物等の消去等を求めることができ、利用者は遅滞なくそれに応じるものとする。更に必要がある場合には、当課は、個票データ及びその複製物等を取り扱う全ての者に対し、一定期間個票データを提供することを停止する措置をとることができるものとする。

また、利用者又はこれらと関係する者が当方針及び誓約書の内容に違反して個票データの利用を行うことにより利益を得た場合には、当該利用者又はこれらと関係する者は当課の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、当課の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約罰として納付しなければならない。利用者が違約罰を当課の指定する期間内に支払わないときは、利用者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 統計法に基づく利用制限

統計法（平成19年法律第53号）第33条及び同法第33条の2に基づく調査票情報の提供、同法第34条に基づく委託による統計の作成又は同法第36条に基づく匿名データの提供に係る提供禁止措置等がとられている場合、当該期間中、提供禁止措置等がとられている者に対して、個票データの提供は行わないものとする。

個票データの利用期間中に当該状況が生じた場合は、申出者は遅滞なく当課に報告するとともに、当該

利用者は、直ちに個票データの利用を中止し、個票データ及びその複製物等を消去するものとする。

3 報告及び調査

当課は、利用者に対し、当方針及び誓約書の内容に関し必要な報告を求めることや個票データの利用場所に立ち入り必要な調査を行うことができ、利用者は遅滞なく誠実にそれに応じるものとする。

第9 当課の免責等

利用者は、個票データの抽出方法による技術的な問題、提供に要する事務量その他の事前に予測できない事由がある場合には申し出に係る個票データの提供が遅れ、又はこれを提供せず、一旦提供した場合であっても、その削除を求めなければならない場合があることを予め了承し、これらにつき当課は利用者に対し何ら責任を負わない。

利用者は、個票データが「児童生徒の近視実態調査」の調査目的を達成するため調査結果を活用することを目的として作成されているものであり、必ずしも研究等のための利用を考慮に入れたものでないことを了承した上で、本調査の個票データの提供に関する利用を行うものとする。

当課は、個票データの蓄積保管に最善の義務を尽くすが、その性質上、内容につき、何らの保証がないものであることを利用者は了承し、利用者が個票データを利用したことにより、利用者が何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、当課は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

利用者が個票データを用いて作成した資料その他の研究等の成果に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、当課は一切の責任を負わないものとする。

当方針及び誓約書に違反した利用者による個票データの利用により権利を侵害された第三者から当課に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、当課は当該賠償額相当について当該利用者へ求償することができるものとする。

第10 定めのない事項等に関する準拠及び協議

当方針に定めのない事項や疑義が生じた事項の取り扱いについては、統計法運用要綱に準拠することを原則として、必要に応じ当課及び申出者が協議するものとする。

第11 訴訟について

個票データの提供に係る訴訟は、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

第12 方針の施行時期

本方針は、令和7年3月6日より施行する。